

佐世保市バリアフリーマップ・設備整備の調査基準について

項目	表示項目	基準	主な配慮事項
建物出入口	主たる出入口に段差なし	条例	外部出入口の有効幅90cm以上、かつ段差がない。(段差1cm以上は支障あり)
	主たる出入口にスロープあり	条例	階段など段差はあるが、スロープがある。(勾配は原則1/12以下、幅は120cm以上)
	主たる出入口が自動ドア	推奨	自動開閉式、または車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造である。
トイレ	車いす使用者用トイレ	条例	車いす使用者用トイレが設置され、トイレの出入口にその案内がある。かつ、出入口有効幅が80cm以上、段差がなく、引き戸又は外開き戸である。かつ、洋式便器の両側に手すりが設置されている。
	オストメイト対応トイレ	推奨	オストメイトが使用できる設備がある。温水が利用できることがより望ましい。
	ベビーチェア設置	推奨	トイレ内に小さな子どもを座らせることのできるチェアがある。
	手すり付小便器	条例	周囲に手すりのある床置き式小便器がある。
	洋式便器	推奨	洋式便器がある。
	水栓ハンドル(レバー式、自動水栓)	条例	トイレの洗面器にレバー水栓、または自動水栓が設置されている。
	温水洗浄便器	推奨	温水洗浄便器がある。
駐車場	障がい者使用者用駐車場	条例	玄関付近に設置してあり、車いす使用者用の表示がある。かつ、1台あたり幅350cm以上が確保されている。
	一般駐車場	推奨	来訪者のために不特定多数の者が利用できる一般駐車場がある。(他施設共用も含む)
階段・廊下	手すり付階段(明度差あり)	条例	高さ80cm程度に握ることができる手すりがある。かつ、踏面と蹴上げの色調に明度差があり、段が識別しやすい。
	階段昇降機	推奨	階段昇降機がある。
	手すり付廊下	条例	内法120cm以上で、材質や加工により表面は滑りにくくなっている。かつ、高さ80cm程度に握ることができる手すりがある。
エレベーター	車いす対応エレベーター	条例	床面積1.83㎡(定員11名)以上、奥行き135cm以上で車いすの回転に支障がない広さ。かつ、かご内に停止階及び現在位置の表示装置がある。かつ、出入口の有効幅が80cm以上ある。かつ、乗車ボタンなどの位置が高さ90~100cm程度にある。かつ、昇降ロビーの幅、奥行きともに有効幅150cm以上ある。かつ、かご内側面に高さ80cm程度の手すりがある。かつ、鏡があり、出入口の足元が見やすい。(前面に設置困難な場合は上部でも可)
	点字表示付エレベーター	条例	乗車ボタンなどの制御装置に点字プレートがある。かつ、昇降ロビー側に階名を示す点字プレートが設置されている。
	音声案内付エレベーター	条例	かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置が設置されている。かつ、昇降方向が音声によりわかる。
	一般用エレベーター	推奨	一般エレベーターがある。(車いす対応との共用も含む)
誘導装置	点字による案内表示	条例	点字案内板や点字のメニュー等、点字による施設等の案内がある。
	点字ブロック	条例	視覚障がい者用誘導ブロックが敷地外道路から受付まである。または、これに代わる代替装置がある。出入口で常時勤務する者による誘導に支障がない場合はこの限りではない。
	音声案内	条例	音声誘導設置等音声による情報案内がある。
その他	車いす使用者用カウンター記載台	条例	高さ75cm程度で、下部空間(奥行き25cm程度)が確保されているカウンターがある。
	車いす常設(貸出あり)	推奨	施設利用の際に一時的に借りることができる車いすを常設している。
	盲導犬・介助犬の同伴可能	推奨	施設へ盲導犬・介助犬を同伴して入ることができる。
	手話通訳者対応	推奨	手話を訳することができる従業員、スタッフがほぼ常駐している。
	授乳室	推奨	室内にベビーベッド、流し台、給湯器、ソファ等の設備があり、その旨の表示がある。
	おむつ交換台設置	推奨	おむつ交換台が設置されている。
	ベビーベッド設置	推奨	ベビーベッドが設置されている。
	ベビーカー貸出あり	推奨	施設利用の際に一時的に借りることができるベビーカーを常設している。